

関係法令等

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 国民健康保険法（抜粋） | P 1 |
| 2 | 国民健康保険法施行令（抜粋） | P 1 |
| 3 | 寒川町国民健康保険条例（抜粋） | P 2 |
| 4 | 寒川町国民健康保険運営協議会規則 | P 3 |

国民健康保険法（抜粋）

第二章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める

国民健康保険法施行令（抜粋）

第一章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第三条 国民健康保険運営協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

- 2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

寒川町国民健康保険条例（抜粋）

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

(目的)

第1条 この規則は、寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号。以下「条例」という。)第3条の規定による寒川町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱)

第2条 町長は、次に掲げる者を委員として委嘱する。

- (1) 条例第2条第1号の委員 公募による者又は自治会長連絡協議会から推薦された者
- (2) 条例第2条第2号の委員 町内の医師、歯科医師又は薬剤師から推薦された者
- (3) 条例第2条第3号の委員 寒川町議会議員の中から議会において推薦された者

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから委員がこれを選挙する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(書記)

第5条 協議会に書記を置き、健康福祉部保険年金課の職員をもつて充てる。

(平12規則5・平19規則9・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事の決定)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第8条 協議会の重要な審議事項については、会議録を作成するほか、町長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 寒川町国民健康保険運営協議会規則(昭和34年寒川町規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月27日規則第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成21年度国保事業特別会計の概要

平成21年度予算、歳入歳出の総額は5,144,992千円で、前年度当初予算額と比較して0.34%、17,313千円の増加となりました。

平成20年4月からの医療制度改革により、国民健康保険事業の財政運営にも大きな影響がございました。20年度の予算でも、この影響は考慮していましたが、特に医療費では想定を上回る影響がございました。

<歳入>

1. 国民健康保険料

保険料全体の予算額は1,657,098千円で、対前年度比14.59%、210,989千円の増額となります。

○一般被保険者の現年度分

医療給付費分は、予算額1,034,318千円で、対前年度比16.61%、147,329千円の増額です。これは一般被保険者分の医療費が大きく増えているためです。医療分の基礎となるのは医療費だけでなく、老人保健拠出金や、保健事業費なども含まれ、それぞれ増減がありますが、医療費の増加が大きな原因と考えられます。

後期高齢者支援金分もその基礎となる「後期高齢者支援金」が増額となっているため、保険料の予算額も増加しています。予算額は341,769千円となり、対前年度比で13.84%、41,562千円の増額となっています。

介護納付金分は、基礎となる「介護納付金額」が減少していますので、保険料の予算額も減少しています。予算額は91,146千円で、対前年度比5.69%、5,497千円の減額となっています。

○退職被保険者分の現年度分

医療給付費分ですが、退職被保険者分の医療費は減少していますが、保険料予算額は増額となっています。退職分の保険料は、一般被保険者と同じ料率で賦課されるだけで、医療費の金額とは関係がありません。このため、医療費の見込みが下がっても、退職分の保険料は下がりません。後期高齢者支援金分や介護納付金分でも同様です。実際には、新年度の料率は決まっていないので、一般被保険者の1人当

たりの金額をもとに、退職被保険者の被保険者数を考慮して予算額としています。

○滞納繰越分

一般・退職とも、医療給付費分・介護納付金分は20年度と同額で、計上しています。後期高齢者支援金分は20年度からの区分ですから、21年度に初めて滞納繰越となります。20年12月末の収納状況から推計し、予算額は一般被保険者分が2,000千円、退職被保険者分が100千円としました。

2. 証明手数料

納付額の証明手数料で、10件分の予算額です。

3. 国庫支出金

○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率で負担するものです。予算額は929,043千円で、対前年度比2.43%、23,095千円の減額です。一般被保険者の医療費は増加していますが、このあとに記載してある前期高齢者交付金が増加しています。療養給付費負担金は前期高齢者交付金分が控除されますので、医療給付費が増加しても、そのままこの負担金が伸びる計算ではありません。

○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している、「高額医療費共同事業拠出金」の1/4となります。拠出金の見込み額が減少していますので、この負担金の予算額も減少しています。予算額は23,972千円で対前年度比13.23%、3,656千円の減額です。

○特定健康診査等負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診者の見込み数が増えていますので、こちらの負担金も増額しています。予算額は5,035千円で、対前年度比69.64%、2,067千円の増額です。

○財政調整交付金

普通調整交付金と特別調整交付金があり、定率の負担ではないことから予算額は前年度と同額の30,300千円となっています。

4. 療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充当される交付金ですが、退職被保険者の医療費が減少していること、また、退職被保険者分の保険料が伸びていることから減額を見込んでいます。

この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額が交付されるだけですから、費用額が減少し、保険料が増えていますので、この交付金は減少を見込んでいます。

予算額は268,579千円で対前年度比57.48%、363,124千円の減額です。

5. 前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。20年度からの制度改正によって創設された交付金ですが、これも20年度予算では11か月分でした。21年度は12か月分となり、算定件数等も変更されています。予算額は1,028,404千円で、対前年度比18.19%、158,286千円の増額です。

【この交付金の計算方法も大変複雑になっておりますが、概略は、前々年度（19年度）の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、2年後に清算されます。】

6. 県支出金

○高額医療費共同事業負担金・特定健康診査負担金

国庫支出金にも同じ負担金がございます。基本的には同じルールで計算されますので、国庫支出金と同額で計上しています。

○都道府県財政調整交付金

国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、老人保健拠出金・後期高齢者支援金・介護納付金などが算定の基礎となりますが、前期高齢者交付金が増えたことなどから、予算額は177,698千円となり、対前年度比3.31%、6,091千円の減となります。

7. 共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計してございます。

高額医療費共同事業交付金の予算額は、81,506千円で、対前年度比17.56%、17,357千円の減額です。

保険財政共同安定化事業交付金の予算額は、4億52,030千円で、対前年度比9.97%、40,986千円の増額です。

8. 財産収入

国保財政調整基金積立金の利子で、予算額10千円で、前年度と同額です。

9. 繰入金

繰入金総額の予算額は、4億56,683千円で、対前年度比4.53%、19,799円の増額です。

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金：

軽減世帯の減少が見込まれますので、繰入金も減少しています。

○職員給与費等繰入金

職員の給与費や国保の事務経費に要する経費で、対前年度比0.34%、353千円の減額となっています。

○出産育児一時金等繰入金：

歳出の出産育児一時金の増額分3,300千円の3分の2が増額となっています。

○財政安定化支援事業繰入金：

60歳以上の被保険者の割合に応じて計算されますが、毎年、算定係数等が変わり、推計が困難でありますので、前年と同額を計上しています。

○その他一般会計繰入金

予算額は2億29,262千円で前年度比13.18%、26,698千円の増額です。一般被保険者の医療費が大幅に伸びておりまして、一般被保険者分の医療費が伸びるということは、保険料に影響いたします。

一般会計の予算編成も大変厳しい状況ではありますが、財政担当に国保財政の現状を理解していただき、その他繰入金を増額させていただいています。

10. 繰越金

前年度からの繰越金として、前年度と同額の5,000千円を計上しています。なお前年度まで科目設定していました「国庫支出金繰越金」及び「療養給付費等交付金繰越金」については、繰越金を一本化することから科目を削除しています。

11. 諸収入

「延滞金及び過料」、「預金利子」、「雑入」については、前年度と同額を計上しています。指定公費負担医療立替交付金の予算額は、前年度の補正額と同様の100千円を計上しています。

<歳 出>

1. 総務費

予算額は102,487千円で対前年度比0.38%、391千円の減です。総務費の内容は、人件費やシステム改修などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれます。

21年度は被保険者証（保険証）の更新年度となりますので、その経費も含まれています。

2. 保険給付費

保険給付費全体の予算額は、3,573,992千円で、対前年度比3.63%、125,306千円の増額です。

いわゆる「医療費」に当たるもので、歳出全体の約70%が保険給付費です

○療養給付費：

療養給付費と療養費は、一般被保険者分と退職被保険者分に区分されています。一般被保険者分の予算額は2,857,354千円で、対前年度比12.83%、324,806千円の増額です。

逆に退職被保険者分の予算額は、253,653千円で、対前年度比52.89%、284,758千円の減額です。

平成20年度からの制度改正で一般被保険者分と退職被保険者分の医療費の動向に大きく変化が見られます。平成20年度からの制度ですから、今年度の予算でも、そのあたりは予想されましたが、予想を上回る変化となりました。

通常、予算編成にあたり、過去3年から5年程度の医療費動向を参考にいたしますが、21年度予算につきましては、制度改正後の平成20年4月診療分からの状況を参考にした予算となっております。

○療養費・高額療養費

傾向は療養給付費と同じで、一般被保険者分が増、退職被保険者分が減となっています。

○高額・介護合算療養費

21年度から新たに給付が発生するもので、過去の実績はございません。介護保険の自己負担分と合わせて判定するもので、現在のところ正確な推計ができない状況にありますが、国の予算額から推計しています。

なお、実際の給付は早くても21年10月ごろからと考えられます。

○出産育児一時金

今年1月より、支給額がこれまでの35万円から38万円に引き上げられました。このことにつきましては、昨年11月の運営協議会でご審議いただき、12月の議会で条例を改正してございます。

例年110件分を見込んでおり、21年度も見込件数はそのまま、支給額が3万円増額となっておりますので、3万円×110件＝3,300万円の増額です。

○葬祭諸費

1件当たりの支給額は、50千円で、前年度と同様に92件分の4,600千円となっております。

3. 老人保健拠出金

予算額は13,321千円で対前年度比92.81%、172,022千円の減額です。平成20年3月までで、老人保健制度は廃止となっておりますので、拠出金もなくなります。21年度の予算では、前々年度である、平成19年度の清算をする必要がございます。平成20年度予算では、18年度の清算に加え、平成20年3月診療分（1か月分）の拠出金がありましたから、対前年度と比較すると大きく減っております。

4. 介護納付金

全保険者共通の単価が示され、40歳から64歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

ここ数年は介護納付金額が減少しておりまして、21年度の試算（支払基金による）でも減少が見込まれます。予算額は212,441千円で対前年度比14.27%、35,350千円の減額です。

5. 後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。この制度も20年4月からの制度で、20年度の予算では11か月分の計算でした。21年度予算では、12か月分となるほか、計算の係数などが変更になりましたので、予算額は648,523千円で、対前年度比12.97%、74,470千円の増額です。

6. 前期高齢者納付金等

これも後期高齢者支援金等と同じく、高齢者の医療の確保に関する法律で規定されたもので、65歳以上の方を前期高齢者としています。各保険者の加入者のうち、前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うこととなります。おおむね市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。

交付金を受けていながら納付金も払うことになっていますが、制度創設時の経過措置として、あまりに過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を全保険者で按分することになっており、この納付金は按分される見込みの金額です。受け取る交付金と相殺されないため歳出科目に計上してあります。予算額は2,073千円で対前年度比47.75%、670千円の増額です。

7. 共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。

この算定は非常に複雑で、20年度からの制度改正によりさらに推計が困難な状況になりました。市町村の要望によりこの金額を国保連合会が試算しており、予算額はこの試算金額で計上しています。

高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業のほかに、「その他共同事業拠出金」として3千円を計上し、共同事業拠出金全体の予算額は5億47,923千円となり、対前年度比5.05%、26,360千円の増額です。

8. 保健事業費

保健事業費全体の予算額は30,599千円となり、対前年度比30.5%、7,151千円の増です。

特定健康診査・特定保健指導が20年度から始まっていますが、実施計画により5年間の目標がございます。健診受診率や指導実施率が数値目標となっておりますが、20年度につきましては、計画の健診受診率25%は達成できる見込みです。

21年度は健診受診率をさらに10%伸ばす計画となっており、予算も受診見込数を増やしておりますので、特定健康診査事業費が伸びております。その予算額は28,400千円で、対前年度比32.3%、6,934千円の増額です。

特定健康診査の結果に応じて実施される保健指導につきましては、町の保健師が直接行っていますので、事業費の金額は大きくありませんが、特定健診受診者の増加に合わせ、保健指導事業費も若干伸びております。

9. 基金積立金

基金への積立金ですが、利息分のみを積み立てる見込みで、歳入の財産収入と同額の10千円を計上しています。

10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする場合がございますが、その場合の利息で、前年と同額を計上しています。

11. 諸支出金

前年と比較し、1,100千円の増加となっておりますが、一般被保険者過年度保険料還付金で1,000千円、指定公費負担医療立替金で100千円の増額です。

○一般被保険者過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。毎年不足しており、予備費から充用しておりますが、今年度は当初予算で見込んだものです。

○指定公費負担医療立替金

70歳以上の被保険者について、本来2割負担であるところを国の負担で1割としている関係で、現金給付となった場合に、いったん保険者が負担いたします。そのための予算で、20年度からございましたが、20年度は補正予算で対応い

たしました。なお、指定公費負担医療立替金の財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額が計上されています。

12. 予備費

予算額は10,000千円で対前年度比49.95%、9,981千円の減です。医療費等の歳出額はどうしても推計であり、ある程度の予備費は確保したいのですが、保険料もできるだけ抑えたいので、予算額を10,000千円としています。

平成21年度国民健康保

歳入

	21年度		20年度		比較	
	予算額(千円)	構成比	予算額(千円)	構成比	金額	増減割合
1 国民健康保険料	1,657,098	32.21%	1,446,109	28.20%	210,989	14.59%
一般被保険者分	1,510,433	29.36%	1,325,039	25.84%	185,394	13.99%
現年分	1,467,233	28.52%	1,283,839	25.04%	183,394	14.28%
医療給付費分	1,034,318	20.10%	886,989	17.30%	147,329	16.61%
後期高齢者支援金分	341,769	6.64%	300,207	5.85%	41,562	13.84%
介護納付金分	91,146	1.77%	96,643	1.88%	△5,497	△5.69%
滞納繰越分	43,200	0.84%	41,200	0.80%	2,000	4.85%
医療給付費分	40,000	0.78%	40,000	0.78%	0	同額
後期高齢者支援金分	2,000	0.04%	0	0.00%	2,000	新規
介護納付金分	1,200	0.02%	1,200	0.02%	0	同額
退職被保険者分	146,665	2.85%	121,070	2.36%	25,595	21.14%
現年分	145,265	2.82%	119,770	2.34%	25,495	21.29%
医療給付費分	95,109	1.85%	72,606	1.42%	22,503	30.99%
後期高齢者支援金分	31,427	0.61%	24,471	0.48%	6,956	28.43%
介護納付金分	18,729	0.36%	22,693	0.44%	△3,964	△17.47%
滞納繰越分	1,400	0.03%	1,300	0.03%	100	7.69%
医療給付費分	1,200	0.02%	1,200	0.02%	0	同額
後期高齢者支援金分	100	0.00%	0	0.00%	100	新規
介護納付金分	100	0.00%	100	0.00%	0	同額
2 証明手数料	3	0.00%	3	0.00%	0	同額
3 国庫支出金	988,350	19.21%	1,013,034	19.76%	△24,684	△2.44%
療養給付費等負担金	929,043	18.06%	952,138	18.57%	△23,095	△2.43%
高額医療費共同事業負担金	23,972	0.47%	27,628	0.54%	△3,656	△13.23%
特定健康診査等負担金	5,035	0.10%	2,968	0.06%	2,067	69.64%
財政調整交付金	30,300	0.59%	30,300	0.59%	0	同額
4 療養給付費等交付金	268,579	5.22%	631,703	12.32%	△363,124	△57.48%
5 前期高齢者交付金	1,028,404	19.99%	870,118	16.97%	158,286	18.19%
6 県支出金	206,705	4.02%	214,385	4.18%	△7,680	△3.58%
高額医療費共同事業負担金	23,972	0.47%	27,628	0.54%	△3,656	△13.23%
特定健診等負担金	5,035	0.10%	2,968	0.06%	2,067	69.64%
都道府県財政調整交付金	177,698	3.45%	183,789	3.58%	△6,091	△3.31%
7 共同事業交付金	533,536	10.37%	509,907	9.94%	23,629	4.63%
高額医療費共同事業交付金	81,506	1.58%	98,863	1.93%	△17,357	△17.56%
保険財政共同安定化事業交付金	452,030	8.79%	411,044	8.02%	40,986	9.97%
8 財産収入	10	0.00%	10	0.00%	0	同額
9 繰入金	456,683	8.88%	436,884	8.52%	19,799	4.53%
一般会計繰入金	456,683	8.88%	436,884	8.52%	19,799	4.53%
保険基盤安定繰入金	81,347	1.58%	90,093	1.76%	△8,746	△9.71%
職員給与等繰入金	102,477	1.99%	102,830	2.01%	△353	△0.34%
出産育児一時金繰入金	27,866	0.54%	25,666	0.50%	2,200	8.57%
財政安定化支援事業繰入金	15,731	0.31%	15,731	0.31%	0	同額
その他一般会計繰入	229,262	4.46%	202,564	3.95%	26,698	13.18%
10 繰越金	5,000	0.10%	5,002	0.10%	△2	△0.04%
11 諸収入	624	0.01%	524	0.01%	100	19.08%
歳入合計	5,144,992	100.00%	5,127,679	100.00%	17,313	0.34%

険事業特別会計予算

歳出

	21年度		20年度		比較	
	予算額(千円)	構成比	予算額(千円)	構成比	金額	増減割合
1 総務費	102,487	1.99%	102,878	2.01%	△391	△0.38%
2 保険給付費	3,573,992	69.47%	3,448,686	67.26%	125,306	3.63%
療養諸費	3,170,634	61.63%	3,128,419	61.01%	42,215	1.35%
療養給付費						
一般	2,857,354	55.54%	2,532,548	49.39%	324,806	12.83%
退職	253,653	4.93%	538,411	10.50%	△284,758	△52.89%
療養費						
一般	42,136	0.82%	38,396	0.75%	3,740	9.74%
退職	4,027	0.08%	6,551	0.13%	△2,524	△38.53%
審査支払手数料	13,464	0.26%	12,513	0.24%	951	7.60%
高額療養費	351,825	6.84%	277,015	5.40%	74,810	27.01%
高額療養費						
一般	320,703	6.23%	231,783	4.52%	88,920	38.36%
退職	31,122	0.60%	45,232	0.88%	△14,110	△31.19%
高額・介護合算療養費	4,983	0.10%	2	0.00%	4,981	249,050.00%
高額療養費						
一般	4,542	0.09%	1	0.00%	4,541	454,100.00%
退職	441	0.01%	1	0.00%	440	44,000.00%
移送費	150	0.00%	150	0.00%	0	同額
移送費						
一般	100	0.00%	100	0.00%	0	同額
退職	50	0.00%	50	0.00%	0	同額
出産育児諸費	41,800	0.81%	38,500	0.75%	3,300	8.57%
葬祭諸費	4,600	0.09%	4,600	0.09%	0	同額
3 老人保健拠出金	13,321	0.26%	195,343	3.61%	△172,022	△92.81%
4 介護納付金	212,441	4.13%	247,791	4.83%	△35,350	△14.27%
5 後期高齢者支援金等	648,523	12.60%	574,053	11.20%	74,470	12.97%
6 前期高齢者納付金	2,073	0.04%	1,403	0.03%	670	47.75%
7 共同事業拠出金	547,923	10.65%	521,553	10.17%	26,360	5.05%
高額医療費共同事業拠出金	95,890	1.86%	110,513	2.16%	△14,623	△13.23%
保険財政共同安定化事業拠出金	3	0.00%	5	0.00%	△2	△40.00%
その他共同事業拠出金	452,030	8.79%	411,045	8.02%	40,985	9.97%
8 保健事業費	30,599	0.59%	23,448	0.46%	7,151	30.50%
保健衛生普及費	1,722	0.03%	1,590	0.03%	132	8.30%
特定健康診査等事業費	28,877	0.56%	21,858	0.43%	7,019	32.11%
特定健康診査事業費	28,400	0.55%	21,466	0.42%	6,934	32.30%
保健指導事業費	477	0.01%	392	0.01%	85	21.68%
9 基金積立金	10	0.00%	10	0.00%	0	同額
10 公債費	300	0.01%	300	0.01%	0	同額
11 諸支出金	3,323	0.06%	2,223	0.04%	1,100	49.48%
12 予備費	10,000	0.19%	19,981	0.39%	△9,981	△49.95%
歳出合計	5,144,992	100.00%	5,127,679	100.00%	17,313	0.34%

図1：当初予算額の推移（国保事業特別会計）

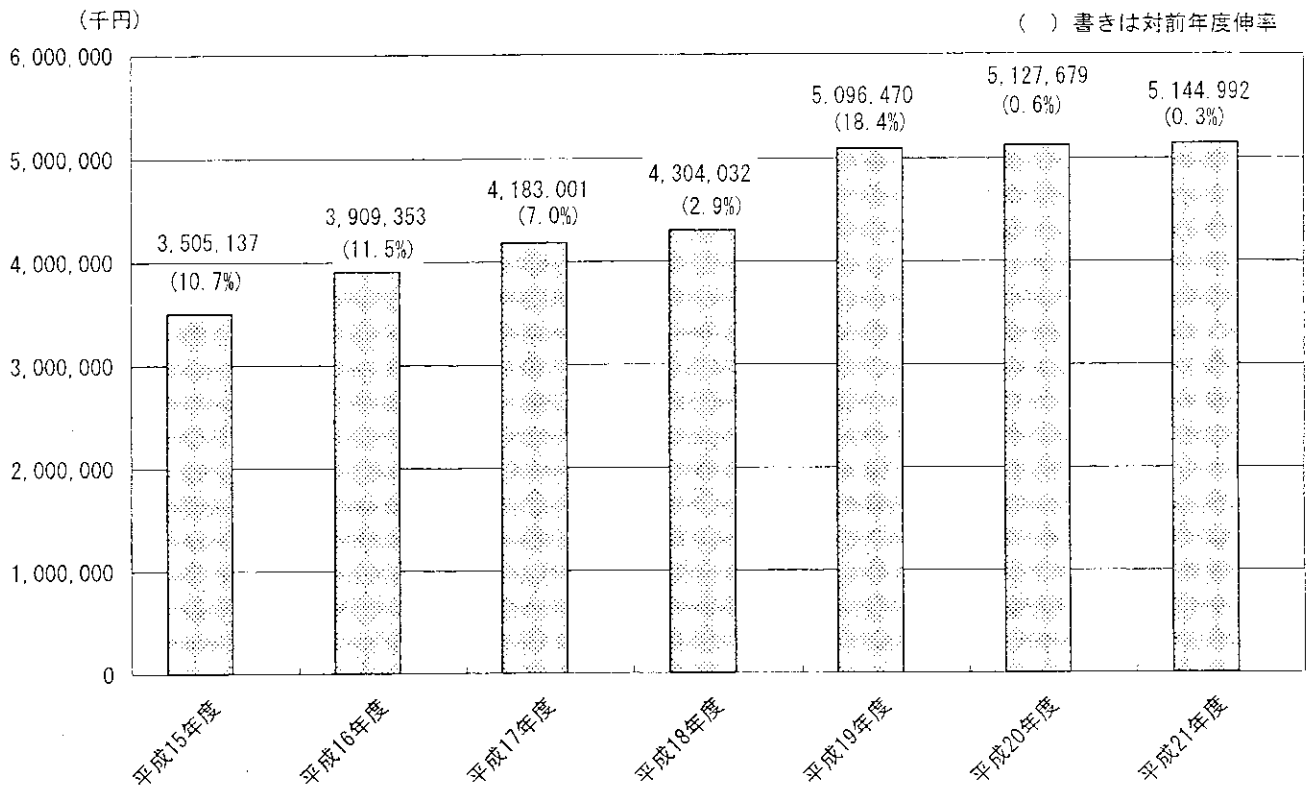


図2：平成21年度当初予算額

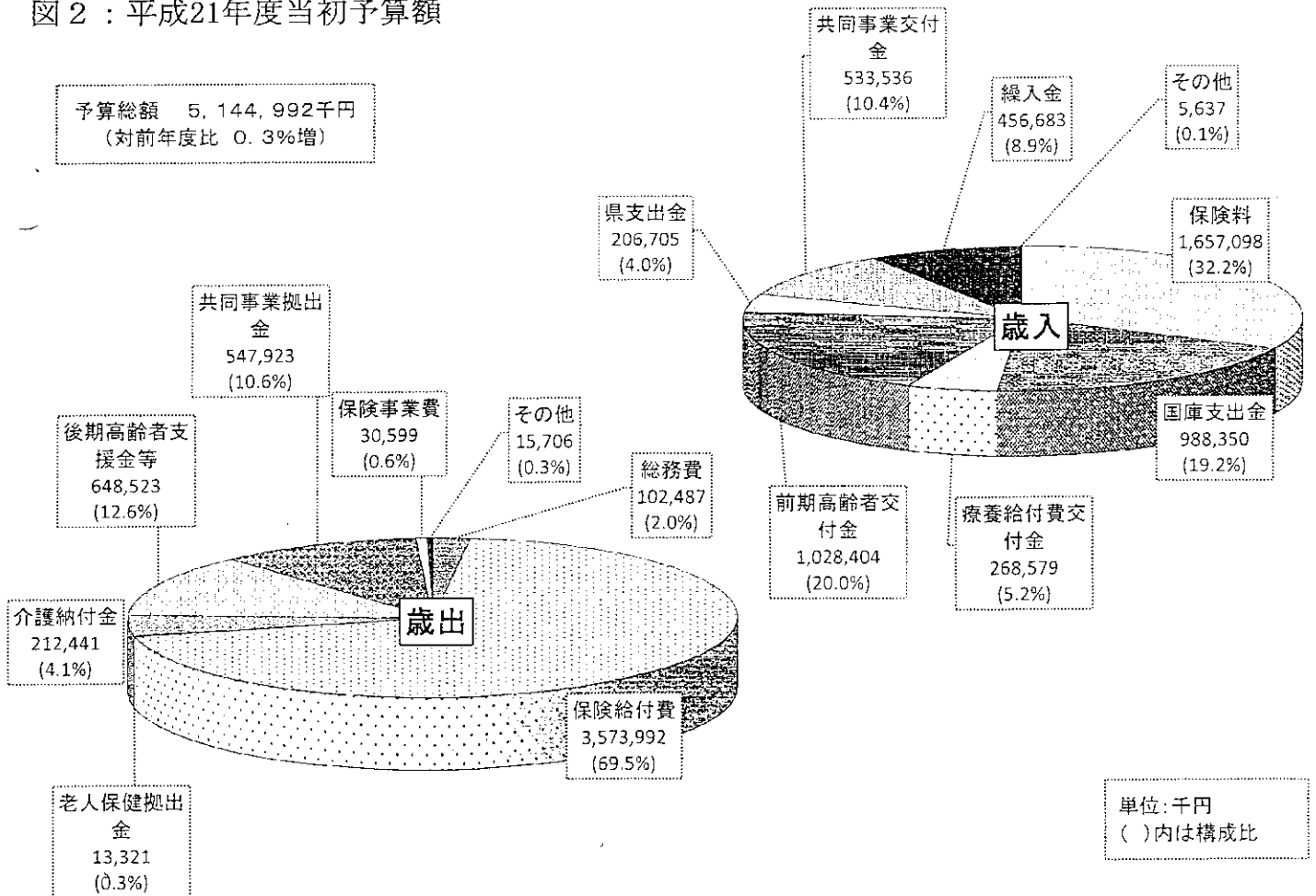


図 3 : 被保険者数の推移

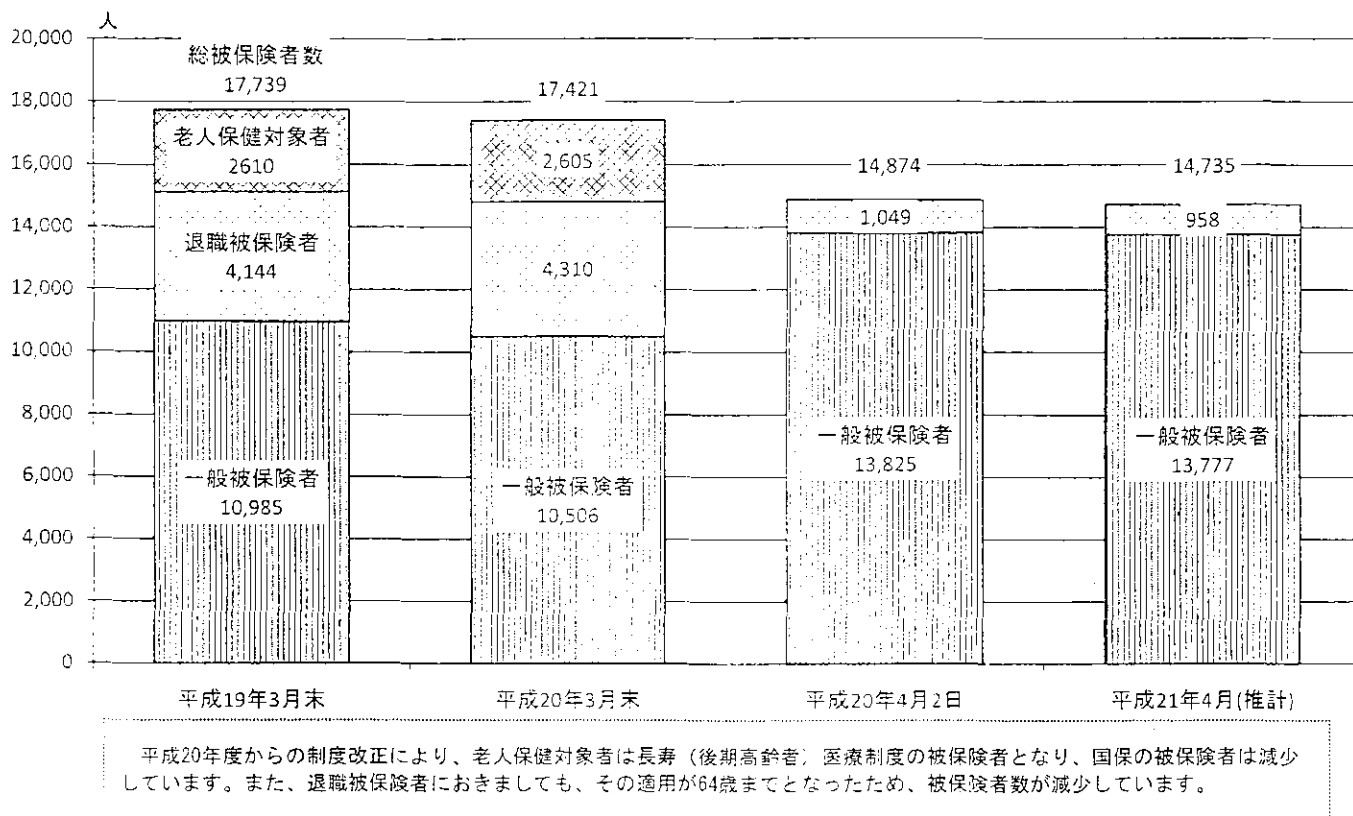
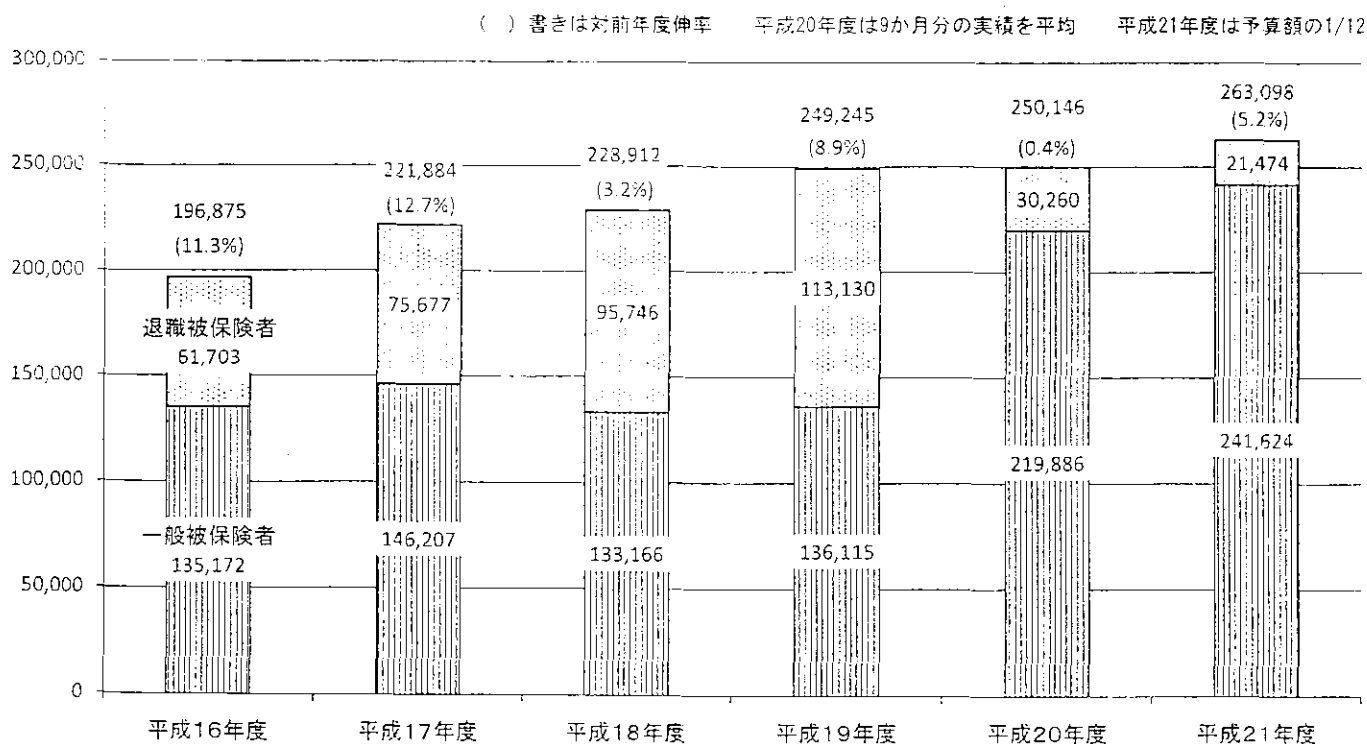


図 4 : 医療費（療養諸費）の推移【保険者負担額の1か月当たり】



一般被保険者と退職被保険者のバランスが変わり、医療費にもその影響が表れています。保険料算定の基礎となる一般被保険者分の医療費が大きく伸びています。平成21年度予算は、20年度の実績（20年4月以降の医療費）を参考に推計したものです。

図5：平成20年度 医療費の動向（一般被保険者分）

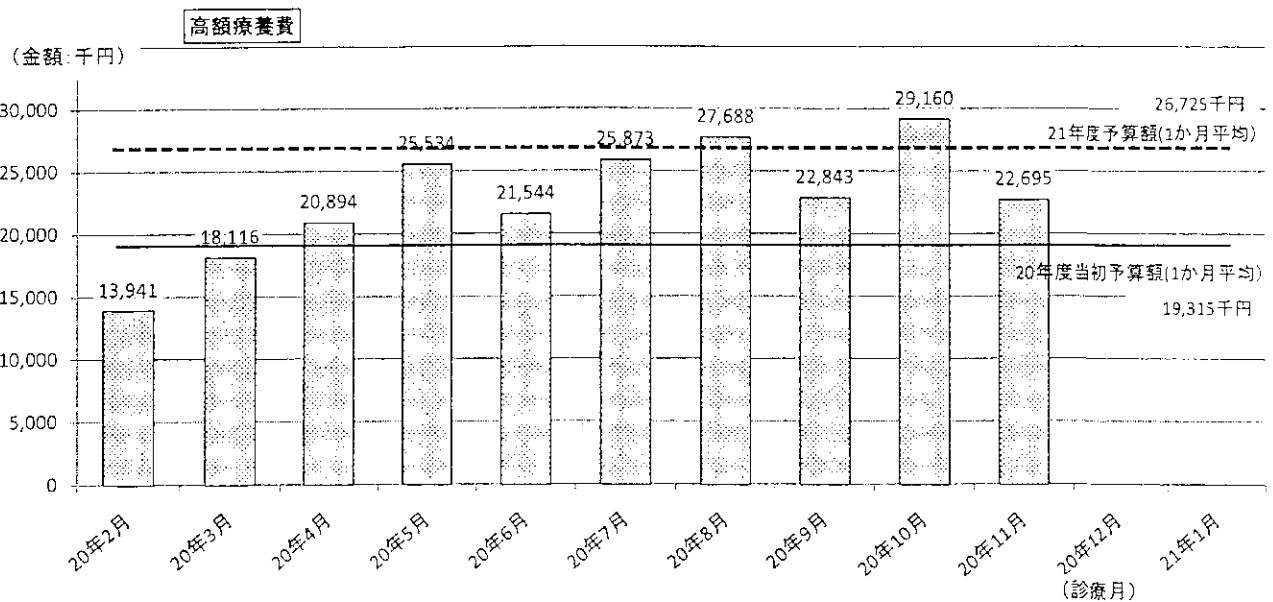
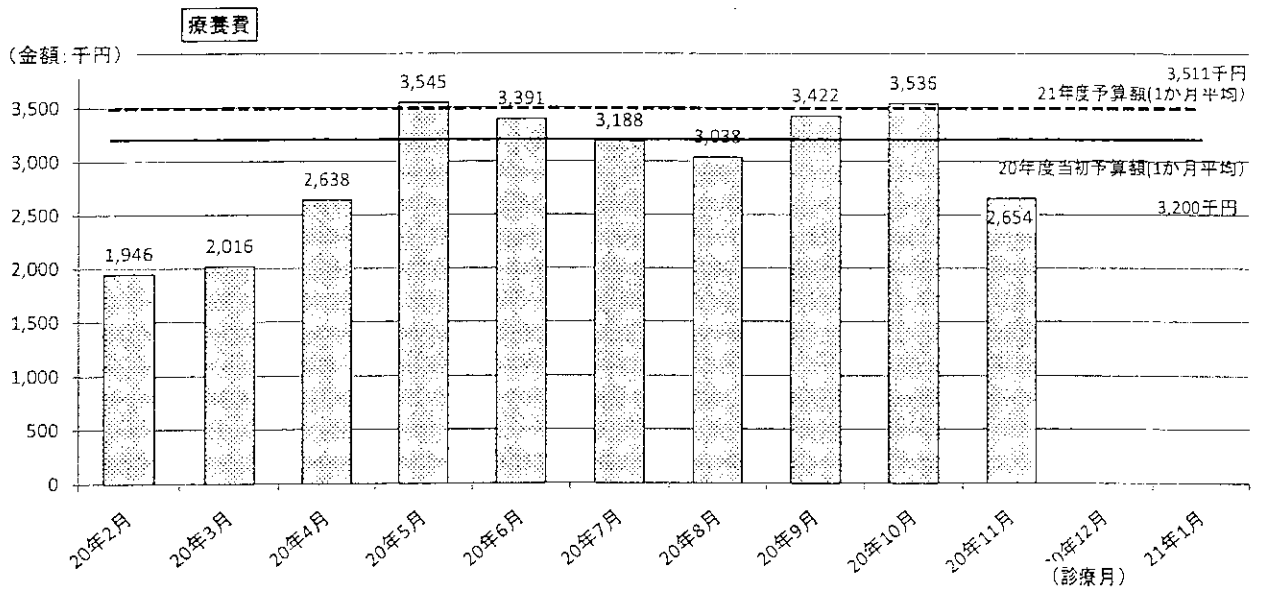
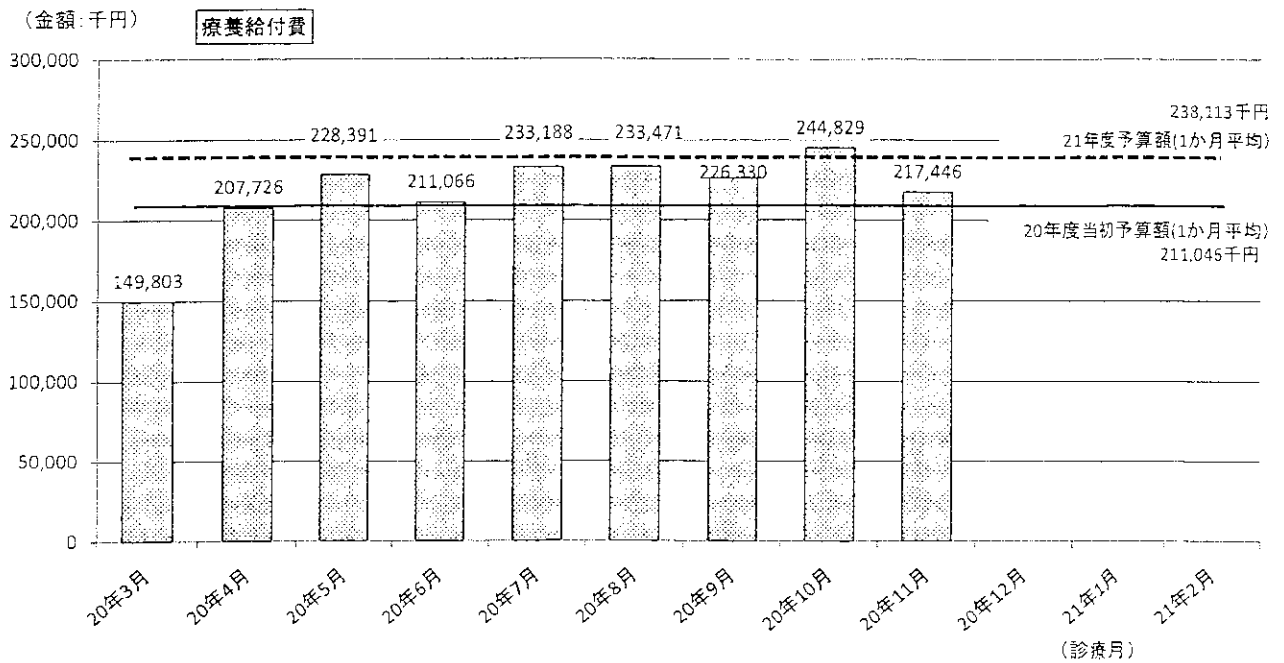


図6：平成20年度 医療費の動向（退職被保険者分）

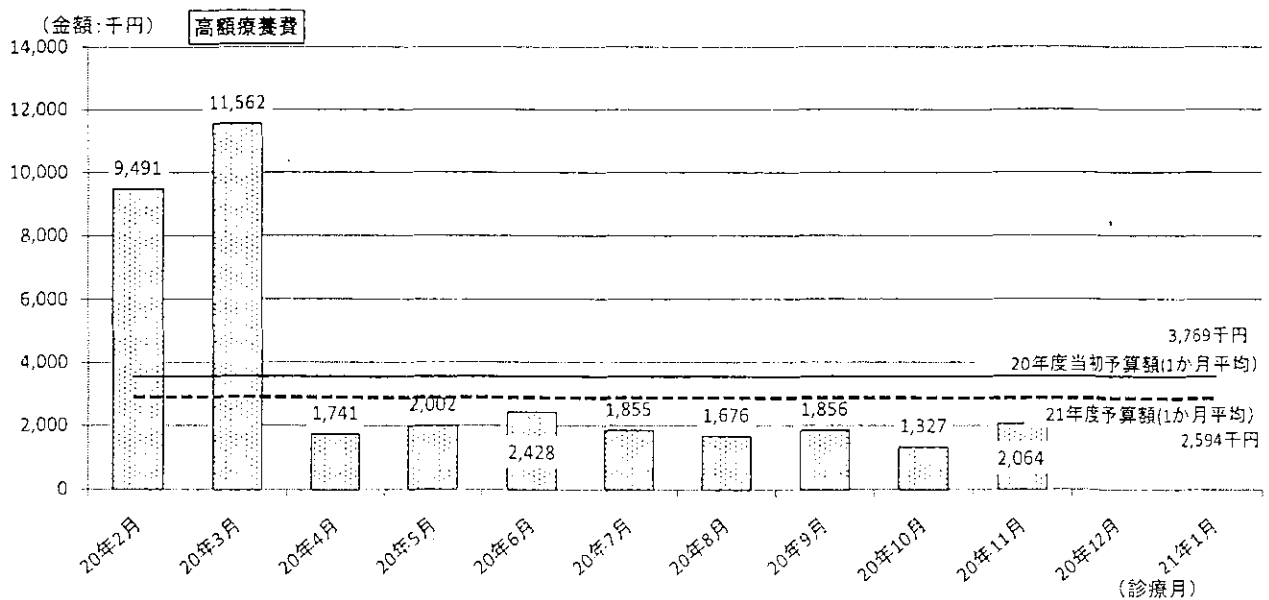
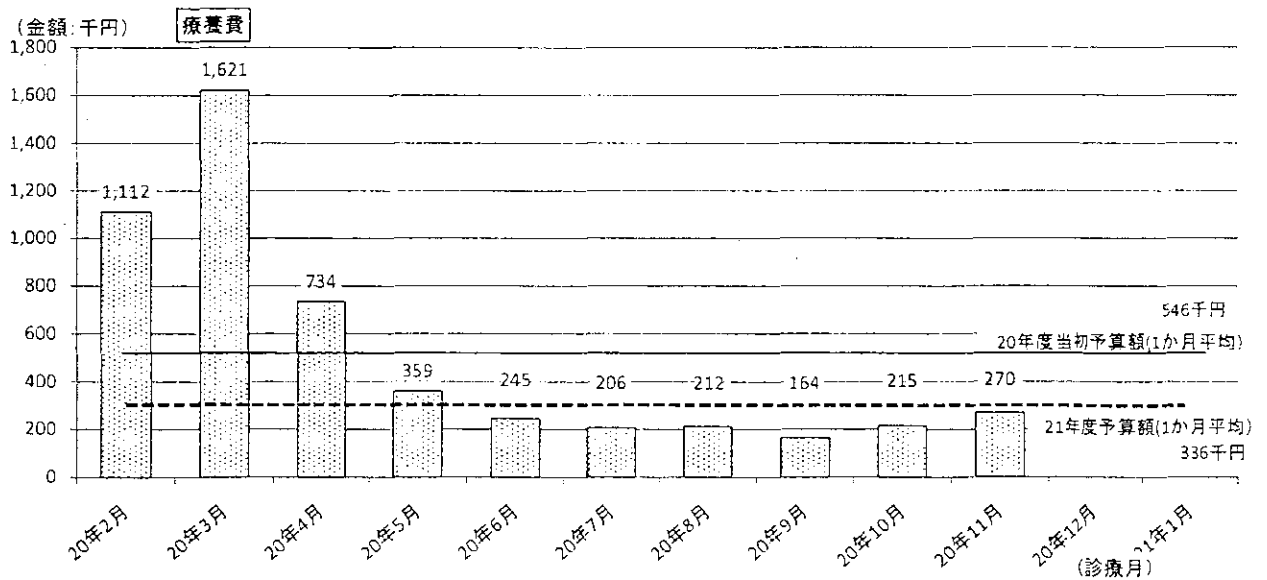
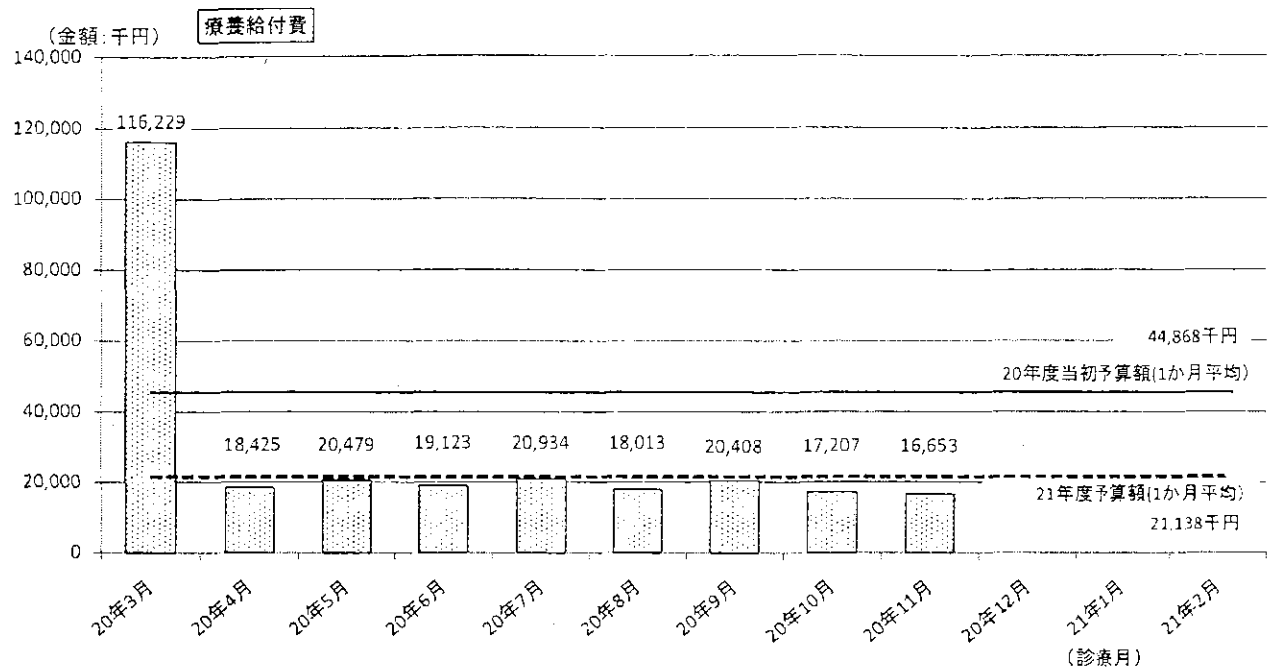
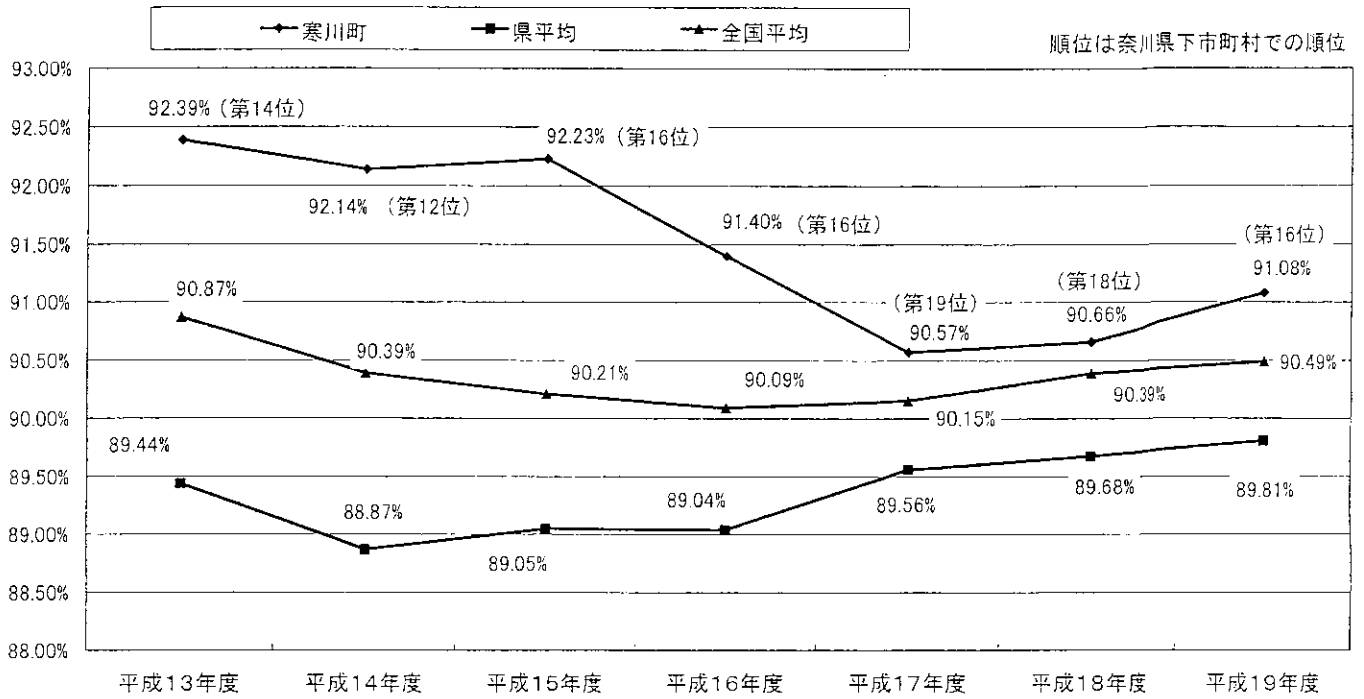


図7：収納率（現年度分）の推移



国保保険料の収納対策は全国的な問題となっており、全国平均・県平均ともに前年を上回っています。寒川町でも口座振替の推進や、夜間・休日の滞納整理などの対策により、平成18、19年度は若干ではありますが前年を上回る収納率となっています。